

第5章

# 地域の活力を生み出すまちづくり

出会いが広がる 活力の森 を育てよう



## ともにめざす活力の森の姿

指標名	現況	年度		目標	年度	備考
企業立地件数	-	-	▶	10件	H23	目標値は計画期間の合計立地件数（H19からH23）
1年間に東近江市を訪れた観光客数	2,263千人	H17	▶	3,000千人	H23	
1年間に東近江市を訪れた宿泊観光客数	44,500人	H17	▶	75,000人	H23	
農業生産基盤の整備（ほ場整備）面積	7,030ha	H17	▶	7,200ha	H23	
農用地の担い手への利用集積率	36.4%	H18	▶	50.0%	H23	
環境こだわり米の作付け面積	1,242ha	H17	▶	2,100ha	H23	
特定農業団体数とその法人化数	70（7）件	H17	▶	120（20）件	H23	（ ）内は法人化数
認定農業者数	260人	H17	▶	340人	H23	
小売業における年間商品販売額	94,777百万円	H16	▶	100,000百万円	H23	
卸・小売業の事業所数	1,326事業所	H16	▶	1,500事業所	H23	

# 1 新規企業の誘致と既存産業の活性化

## 現状と課題

本市は、古くより交通の要衝という地の利を活かし、活発な経済活動の場として「市」が栄えた商業都市の歴史を有しています。一方で、高度経済成長の胎動期である昭和39年の名神高速道路開通を契機として、八日市インターチェンジの周辺に、電気機器やIT関連工場など多くの企業や事業所の立地が進み、これらの企業は本市の経済発展に大きな役割を果たしてきました。今後、本市の産業のさらなる発展と雇用拡大を図るためには、これらの既存企業の振興と併せて、新たな企業誘致による産業の活性化を図ることが重要です。

そのためには、新規企業の進出や、既存企業の設備投資などがしやすい環境条件を整えていくことが大切です。しかし、市や土地開発公社の所有する工業団地がない本市では、民間の開発地や既存工業団地の未利用地への企業誘致を積極的に行う必要があります。また、既存企業の中には、周辺環境の変化に伴い郊外への移転を希望するところもあり、新たな工業団地の創設も検討するなど、今後は、企業形態や立地条件の多様性を踏まえながら、時代に即した新たな企業誘致対策の検討が必要です。

また、合併により本市の事業所・企業数は格段に増加しました。今後は、商工団体・企業団体や地元企業相互の交流機会の充実に努めるとともに、県や関係団体等との連携強化を図りながら、既存産業の活性化対策を図る必要があります。

雇用・就業支援については、関係機関などとの連携などにより、若年層市民の就業機会の充実に努めるとともに、高齢者の生きがい対策のためシルバー人材センター活動を支援しています。今後は関係機関などとの連携をさらに強化するとともに、市場の拡大を就業機会の増加ととらえ活用していく必要があります。併せて、本市の地域特性を活かしたベンチャー企業やコミュニティビジネスなど、新規産業の育成を推進する必要があります。

工業の状況（従業者4人以上の事業所）

区 分	事業所数 (件)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)
総 数	392	15,163	499,366
基礎素材型産業	159	4,838	197,960
加工組立型産業	89	7,634	250,991
生活関連型産業	144	2,691	50,415

資料：工業統計調査（平成17年12月31日現在）

- 注：1.基礎素材型産業とは、鉄、石油、木材、紙などの製品で、産業の基礎素材となる製品を製造する産業をいう。  
 2.加工組立型産業とは、自動車、テレビ、時計などの加工製品を製造する産業をいう。  
 3.生活関連型産業とは、飲食品、衣服、家具等の衣食住に関連する製品などを製造する産業をいう。

## 基本的方向

産業立地条件の向上に努めるとともに、県や民間団体と連携して企業誘致活動を積極的に推進します。地元企業相互の連携や交流の場づくりを推進することにより、企業の活性化を支援します。関係機関などとの連携により、若者や女性、高齢者など多様な就業ニーズに対応できる雇用・就業機会の確保に努めるとともに、進出企業への就業機会の拡充を図ります。ベンチャー企業の事業参入やコミュニティビジネスの展開など、新規産業の育成を図ります。

## 市民の取り組み

地元企業や事業所製品の利用に努めましょう。また、地元企業への就業に努めましょう。

企業活動への理解に努めるとともに、地域活動などにおいて企業との交流に努めましょう。

## 行政の取り組み

### 1 企業連携への支援

市内に立地する企業や事業所のネットワーク化を促すとともに、情報交換など交流の場づくりに努めることにより企業の活性化を支援します。

### 2 企業誘致の推進

「東近江市工場等立地促進条例」に基づき、新たな企業立地を促進するとともに、既存企業の新たな設備投資を支援します。

国道をはじめとする広域幹線道路の整備により中部圏との連携強化をめざすとともに、情報基盤の整備など企業活動を促す社会基盤整備を推進します。

民間企業が所有する工業用地への企業誘致を促進します。

県との連携を図り、優良企業などの誘致活動を推進します。

新たな工業団地確保に向けた検討を進めます。

### 3 地元中小企業支援の充実

商工会議所や商工会が実施する経営相談や経営指導に対する支援の充実に努めます。

国、県、市の融資制度や補助制度を活用し、地元中小企業や事業所の活性化に向けた支援の充実に努めます。

中小企業勤労者の福利厚生 of 充実を図るため、東近江地域勤労者互助会などとの連携・支援に努めます。



八日市工業団地・八日市布引工業団地

### 4 雇用・就業機会の充実

国や県、地元企業、商工団体など関係機関との連携を強化するとともに、求人・求職セミナーや雇用研修会を開催するなど、若者や女性、高齢者など多様な就業ニーズに対応できる雇用・就業機会の確保に努めます。

国や県などとの連携により、職場への定着を図るための啓発に取り組むなど、安定した雇用の確保に努めます。

高齢者の生きがい対策と就業機会の確保を図るため、シルバー人材センターの活動を支援します。

### 5 起業支援

商工会議所や商工会と連携し、新たなベンチャー企業の事業参入や地域の特性をいかした新規産業の創出などを支援します。

福祉や環境分野など、地域の多様なニーズに対応するコミュニティビジネスの展開を支援します。

地域において社会に貢献するNPOなどの活動を支援します。

## 2 地域資源を活かした観光交流産業づくり

### 現状と課題

鈴鹿の山並みから琵琶湖までの広大な市域を有する本市は、豊かな自然に恵まれた地域です。また、永源寺や百済寺をはじめとする歴史文化遺産をはじめ、古代万葉口マンや近江商人の活躍をしるべき個性豊かな歴史文化施設など、様々なジャンルの観光資源を有しています。

こうした中、本市では、近江商人屋敷などの伝統的なまち並みや歴史的景観などを活かした観光や、「大凧まつり」、「ぶらりまちかど美術館・博物館」など地域文化を活かしたイベントなどを開催し、年間を通して多くの来訪者を迎え入れるとともに、地域住民との交流を深めています。また、「道の駅あいとうマーガレットステーション」をはじめとする直売所などでは「農」をキーワードに多くの来訪者との交流も盛んになってきました。観光は、様々な分野の業種と関わりが深い複合産業であり、来訪者の消費活動は地域社会に大きな経済的効果をもたらす、地域に活力を与えます。また、人々の価値観が多様化し、ゆとりや心の豊かさを求める時代の流れの中で、観光が産業の中に占める位置は、今後さらに大きくなると考えられます。

今後は、本市の歴史文化や自然をはじめ、豊富な地域資源をネットワーク化するとともに、周辺の市町との広域的な連携を図り、これら資源を十分に活かした観光交流による地域振興を進める必要があります。そして、この観光交流を促進するためには、観光拠点を結ぶバスルートの構築やJR、近江鉄道とのタイアップなど、交通アクセスの十分な対応を図る必要があります。

また、効果的な観光振興を図るためには情報発信が大切になります。現在は、ホームページや観光パンフレットのほか、観光協会が大都市圏を中心にキャンペーン・PR活動に努めています。今後は、観光協会の体制の整備と活動の充実強化により、多様なニーズに応じた情報の発信が必要となり、併せて来訪者の受入体制を整備することも必要です。

さらに、本市の豊かな地域資源を活かす新たな方向として、地域の生活や文化を活かしたエコミュージアム構想や、豊かな農山村地域の自然を活かしたグリーンツーリズムなどの具体化に向けての検討が必要です。

本市には、農産物や工芸品をはじめ、豊かな自然のもとに育まれてきた多様な特産品があり、観光協会や関係団体との連携のもと、PRや販路の拡大に努めています。今後は、農業者や商業者等の連携強化による地域特産品のブランド化とともに、地域の観光交流施設や農産物直売所などとのさらなる連携を図る必要があります。

### 基本的方向

歴史文化や自然をはじめとする豊富な地域資源の活用とネットワーク化を進めるとともに、広域での連携を図り、観光交流による地域振興を推進します。

観光交流を促進するため、シーズンに応じた観光拠点のネットワーク化を図ります。

地域の生活や文化、自然環境、生産活動などを展示物と考え、学習や研修、保存につなげようとするエコミュージアム構想を推進します。

農山村地域の自然体験、観光農業などのネットワーク化を進め、都市と農村の交流を深めるグリーンツーリズムを推進します。

## 市民の取り組み

余暇活動において市内施設の利用に努めましょう。  
本市の歴史文化や自然についての関心を高めましょう。  
来訪者との交流に努めましょう。  
地域のイベントや行事の継承と維持に努めましょう。  
来訪者に「おもてなし」の心を持って接しましょう。



八日市大風まつり

## 行政の取り組み

### 1 観光振興ビジョンの策定

本市の総合的、長期的な観光振興を推進するための指針となる観光振興ビジョンを策定します。

### 2 観光資源、観光施設の整備

歴史文化や伝統行事、豊かな自然など、多様で多彩な本市の観光資源の活用を図るとともに、市民や関係者と連携しながら、各地域の観光資源の適切な維持管理に努めます。

歴史文化や自然、イベント等、観光資源の分野や特徴を明確にしなが、本市の象徴となる観光資源の掘り起こしに努めます。

各観光施設周辺において、駐車場や案内板、トイレ等の施設の整備に努めます。

### 3 観光資源のルート化

近隣市町との広域連携により、観光シーズンに応じた観光拠点のバスルートを整備するなど、観光交流による地域振興を推進します。

歴史文化ネットワークや自然散策ネットワークなど、観光目的別のルート設定を行い、多様な観光を楽しめるよう、来訪者へのサービスの向上に努めます。

J R や近江鉄道の交通機関などと観光協会との連携による観光交通アクセスの改善に努めます。

### 4 観光情報の発信

観光資源、観光施設をはじめ、宿泊施設や飲食・土産物等について、観光協会や商工団体等と連携した、わかりやすい魅力ある観光情報の発信に努めます。

観光協会を中心とした観光キャンペーン・PR活動の充実強化に努めます。

四季のイベントや伝統行事について、テレビや雑誌、新聞などへの情報発信を行い、積極的な報道要請に努めます。

### 5 イベント・行事の開催支援

「大風まつり」や「ぶらりまちかど美術館・博物館」をはじめ、地域住民などが支えるイベントや行事を支援します。

地域資源を活かした来訪者の増加につながるイベントの発掘や支援に努めます。

### 6 エコミュージアム構想の推進

地域の生活や文化、自然環境、生産活動などを展示物と考え、観光をはじめ、学習や研修、保存

につなげようとするエコミュージアム構想を推進します。

本市の歴史文化、地域文化に精通するエコミュージアム学芸員制度の導入を検討します。

### 7 グリーンツーリズムの推進

農山村地域の自然体験施設や農業体験施設などをネットワーク化し、都市との交流を深めるグリーンツーリズムを推進します。

田園や森林、河川渓谷などの豊かな自然資源の活用に努めます。

### 8 地元特産品の振興

農林水産地場産品・加工品のブランド化や特産品化への支援に努めます。

観光施設などとの連携強化や、インターネットなどを活用した情報発信の充実による特産品の普及振興に努めます。

### 9 観光団体などへの支援

東近江市観光協会や観光ボランティアガイド協会、湖東三山観光振興連絡会の活動を支援します。

来訪者へのもてなしを行う人材の育成に努めます。

来訪者を対象とした商業・サービスをめざす新規起業家や既存商業者への支援に努めます。



### 3 多面的機能を有する農林水産業の活性化

#### 現状と課題

##### < 農業 >

本市は、鈴鹿山系の裾野に広がる山間地から琵琶湖岸に至るまで田園地帯が広がっており、県下でも最大の穀倉地帯として豊かな農業生産を誇っています。しかし、近年は食料自給率の低下、農産物価格の低迷、農業就業人口の減少や高齢化の進行などによる担い手不足の深刻化、諸外国との国際競争など、農業を取り巻く情勢が急激に変化し、本市においても多くの課題が生じてきています。

こうした中、国においては平成17(2005)年10月に「経営所得安定対策等大綱」が示され、今日までの全農家を対象としてきた価格政策から、担い手に対象をしばり経営全体に着目した所得政策へ転換することになり、また、農地や農業用水等、資源の保全向上や環境こだわり農業を地域ぐるみで取り組む「農地・水・環境保全向上対策」が打ち出されるなど、戦後農政を抜本的に見直す改革が図られました。

今回の農政改革は農業・農村にとって大きな影響を及ぼすものであり、農業者をはじめJAや市においては今日までの農業に対する意識や体制の転換を迫られています。一方、21世紀に入り農業・農村に対する国民の視点も、「ゆとり」、「ほんもの」、「ゆたかさ」というイメージに転換しつつあります。本市にあってはこの厳しい状況をチャンスととらえ、新たな農業への挑戦と営農システムへの切り替えを行うことが重要です。

本市の生産基盤の整備については約90%まで進捗しており、大型機械の導入促進などと併せて、優良農地の確保と生産コストの軽減など農業の近代化を促進してきました。今後は、未整備地域の整備を推進するとともに、土地改良施設の維持管理については、集落の環境保全に関する取り組みとも連携しながら、適時適切な対応が必要です。また、条件が不利な中山間地域については、特に後継者対策や農地荒廃防止、地域活性化対策が大きな課題であり、総合的な振興施策が求められています。

農家数と経営耕地面積の状況

農家数	総農家(戸)	5,707
	自給的農家(戸)	800
	販売農家(戸)	4,907
	専業	434
	第1種兼業(農業が主)	300
	第2種兼業(農業以外が主)	4,173
経営耕地面積	総数(a)	762,013
	自給的農家(a)	15,338
	販売農家(a)	746,675
	田	726,186
	畑	15,392
	樹園地ほか	5,097
	農家1戸当たりの面積(a)	133.5

資料：農林業センサス(平成17年2月1日現在)

注：自給的農家……経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

販売農家……経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

さらに、愛知川沿岸地区における安定的な農業用水確保についても、十分検討のうえ対策を講じる必要があります。

生産振興については、米の需給調整を図りつつ、水稻・麦・大豆による土地利用型農業の推進や野菜・花き・果樹等の地域の特産振興、乳用牛・肉用牛等の畜産の振興などを図ってきました。近年、BSEや鳥インフルエンザなどが発生する中で、食に関する消費者の安全・安心志向が高まっており、環境こだわり農業や「地産地消」などの推進を通じて、環境や安全・安心に配慮し、消費者ニーズに沿った生産振興や地域のブランド化に取り組む必要



があります。

生産体制については、認定農業者や集落営農組織等の担い手の育成、農地の利用集積の促進など効率的かつ安定的な農業経営体の育成・支援を図ってきました。今後も、農業経営体が生産の主役となるよう担い手の育成を支援するとともに、生きがいや楽しみを創出する農業を推進し、将来にわたり魅力ある多様な農業を構築していくことが重要です。加えて、農業・農村の持つ水源かん養や環境保全、農村景観、文化等の多面的機能を維持発揮できる施策の展開とともに、これらの農業・農村文化などを軸に都市や消費者との交流を進めていく必要があります。

#### < 林業 >

市域の約57%を占める森林は、林業活動の場であるとともに、琵琶湖の水を育む水源かん養、山地災害の防止、保健休養の場として、またCO<sub>2</sub>の固定による地球温暖化防止にも寄与するなど、多くの人々に恵みと潤いを与えています。

しかし、林業については、社会情勢や生活様式の変化と輸入材の増加により、木材の流通が激減するとともに、長期にわたる木材価格の低迷から人工林の管理意欲が減退し、管理不十分な森林が増加するおそれがあります。また、林業従事者の高齢化や後継者不足なども大きな課題となっています。このような中、本市では森林の適時適切な造林活動が行われるよう、林道の整備などの基盤整備を実施しています。

地元材の活用により森林は整備され、本来の多面的な機能や生産機能が発揮されます。このため、今後は地元材や間伐材の公共事業への利用を促進するなど、森林資源の有効活用を図ることが必要です。また、森林組合・林業者や林業グループとの連携による後継者の確保や森林ボランティアなどによる森林づくり活動への支援が必要です。さらには、森林のもつ保健休養機能を活用したグリーンツーリズムの推進など、中山間地域の活性化を引き続き図る必要があります。

#### < 水産業 >

水産業については、琵琶湖や愛知川、大同川等の河川を漁場として、アユ、モロコ、フナ、コイ等の漁が、えり、刺し網などの伝統的な漁法により営まれています。しかし、近年はカワウの繁殖や農業濁水の流入、ブラックバスなど外来種の繁殖など、漁場環境の悪化により漁獲量が激減している状況にあります。また、漁業事業者の高齢化が進み、後継者不足が深刻な問題となっています。今後は、良好な漁場環境の保全と経営の安定化や後継者の育成を図るなど、魅力ある漁業の創造に努める必要があります。

## 基本的方向

農業・農村が有する多面的機能を活かした農業・農村整備事業を推進します。

生産性の高い優良農地の保全や農地の遊休化の防止、利用集積などを図り、農地の有効利用を促進します。

認定農業者制度の活用や集落営農組織等の育成・法人化の推進など、地域農業の担い手の育成を図り、持続発展する農業構造の構築を図ります。

消費者ニーズに対応した安全・安心な農産物生産の拡大や、農産物のブランド化など高付加価値化を進めるとともに、生産から加工・販売までの多角的な振興や他産業との連携など、農業の新たな産業化を促進します。

地域環境保全にも寄与する農業生産活動の公益的役割を高めるため、バイオマスや資源作物の利活用など、環境にこだわった循環型農業を推進します。

生産者と消費者の顔の見える関係を深め、地域農業への新たな需要拡大を図るなど、地産地消や食育の推進による農業の活性化を図ります。

農林水産業の持つ多面的機能など、農山漁村の地域資源を有効に活用した都市住民や消費者との交流などにより、農林水産業や地域の活性化を図ります。

林業について、継続した適時適切な森林整備や林道・作業道などの基盤整備を進めるとともに、地元材や間伐材の利用促進など森林資源の有効活用を図ります。

水産業について、水産資源の保全・向上と経営の安定などを図り、魅力ある漁業の振興に努めます。農林水産業の担い手として女性従事者の正当な評価や女性による起業など、農林水産業における男女共同参画を促進するため、啓発や環境整備を推進します。

## 🌿 市民の取り組み

地元の農林水産物の積極的な購買に努めましょう。また、市外の知人に紹介しましょう。

農地や森林の公益機能とその価値について学習し、理解を深めましょう。

地域用水機能を併せ持つ農業用水路へごみ投棄をしないようにしましょう。

基幹産業である農業を守るため、地域ぐるみで農地を保全しましょう。

市民共有の資源として利活用されている農道・排水路の維持管理作業や森林整備作業に積極的に参加しましょう。

## 🌿 行政の取り組み

### 1 農業基盤の整備

ほ場整備や用排水施設の整備など農業生産基盤の整備を推進し、安定的な担い手の育成に努めます。農業用施設の維持管理や用水路の再整備など、適正な施設管理と用水の利活用を図ります。

農村地域の水質や生態系・景観を保全するため、農業排水の循環再利用や水質保全対策などのハード・ソフト事業を推進します。

農地・水・環境保全向上対策の地元取り組みを支援することにより、農地・農業用水等の資源、環境の保全に努めます。

豊かで住みよい農村とするため、農村地域の道路・水路などを総合的に整備し、農業生産基盤・生活環境の向上を図ります。

### 2 中山間地域の活性化

中山間地域における農業生産基盤、農村生活環境基盤の整備や営農支援を行い、活性化対策を推

進めます。

### 3 農地の保全と有効利用

農業振興地域整備計画による農地の適正管理や農地法の適正な執行により、農地の保全に努めます。農地の有効利用を図るため、遊休農地の解消や農地の利用集積を促進します。

### 4 担い手の育成と経営の安定支援

認定農業者制度を活用し、生産規模拡大や経営改善をめざす意欲と能力のある農業者の育成を図るとともに、集落営農組織の育成強化や効率的かつ安定的な特定農業団体の育成、法人化を推進します。農産品のブランド化など農業の高付加価値化を進め、若者の就労の場としても魅力的な農業経営を支援します。

農業後継者や定年帰農、新規就農者、女性の起業など、多様な担い手の育成確保を図ります。農業経営基盤強化促進事業などにより、担い手への農地の利用集積を図ります。

新たな米の需給調整システムや売れる米・麦・大豆等の産地づくりの振興により、水田農業の担い手育成と経営の安定を図ります。

鳥獣保護など自然との共生のもと、有害鳥獣による農産物などへの被害の防除対策を図ります。家族経営協定の締結を促進します。

### 5 需要に即した農業の振興

売れる米づくりの推進など需要状況や市場に対応した米づくりと水田を有効に活用した麦・大豆等産地づくりの振興を図ります。

水田などを高度に活用する野菜の周年栽培や収益性の高い少量多品目生産、果樹等の生産振興を推進し、農産物の地域特産化やブランド化を図ります。

環境こだわり米をはじめ、消費者ニーズに対応した安全で安心な農産物生産を推進します。

直売所や農産物加工施設の充実など、生産から加工・販売までの多角的な農業振興を図るとともに、観光など他産業との連携を推進します。

### 6 環境と調和した農業の推進

化学合成農薬や化学肥料を削減する環境こだわり農業の拡大を図ります。

生産活動における環境への負荷を軽減し、自然と共生するなど環境調和型農業を推進します。

家畜糞尿などの堆肥化による有機農業や、菜種栽培による菜の花エコプロジェクト事業など資源循環型の農業を推進します。

廃棄物系バイオマスに加え、未利用バイオマスや資源作物の利活用を進め、農林業の新たな展開を図ります。



農作業風景

農業排水の流出防止に向けた啓発や技術の普及など、農業排水対策を推進します。

#### 7 畜産経営の安定

家畜伝染病の防疫対策や自給飼料の供給向上、労働環境の改善、繁殖肥育一貫経営、畜産環境対策等を促進し、畜産経営の安定を図ります。

#### 8 森林整備の推進

森林整備計画に基づき、植栽、雪起し、下刈、除・間伐などの造林事業を推進し、適時適切な森林整備を行います。

林道・作業道の整備による作業の効率化や安全な通行を確保することにより、林業経営基盤の強化を図ります。

地域の林業者や林業グループ・森林組合との連携による後継者の確保に努めます。

#### 9 沿湖・河川漁業の振興

水産資源の保全に配慮しながら、魅力ある沿湖・河川漁業の振興を図ります。

#### 10 地産地消と食育の推進

地域の農林水産物を活かした地産地消の総合的展開を図るため、「東近江市地産地消推進計画」に基づき、事業の推進や地域農業の活性化に努めます。

地産地消を推進するため、公設地方卸売市場の機能強化を図ります。地産地消の大きな柱であるとともに、加工・交流・観光・情報など農村文化の発信拠点である直売所の充実を図ります。

地産地消を通して「食」の大切さを学び、好ましい食習慣と豊かな心を身につけるため、食育の推進を図ります。

学校給食などにおける地場産物の活用の推進を図ります。

地元材の利用促進を図るため、県産材産地証明制度の活用を図るとともに、学校の学習机や公共施設への間伐材などの利用を進めます。



農業体験

#### 11 体験・交流の促進

農林水産業の持つ多面的機能や田園文化、森林文化など、農山漁村の豊かな地域資源を有効に活用し、農山漁村文化の体験や安全・安心な「食」の提供などによる都市住民や消費者との積極的な交流を進め、農林水産業や地域の活性化を図ります。

田んぼの学校の開催など、農業体験や農業イベント・セミナー等を通して、農業の楽しさや大切さについての啓発を推進するとともに、ふるさと東近江市の良さを発信していきます。

## 4 にぎわいを生む地域商業の活性化

### 現状と課題

人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴い、インターネットによる販売やコンビニエンスストアの展開など、商業を取り巻く情勢も大きく変わりつつあります。

本市の商業については、平成13（2001）年3月に旧八日市市において中心市街地商業等活性化基本計画が策定されており、八日市商工会議所や地元商店街と連携し、活性化に向けた施策を推進してきました。しかし、経営者の高齢化や後継者不足、経済環境の変化などにより、空き店舗の増加傾向が続いています。また、JR能登川駅前の商店街においても同様の状況にあり、抜本的な地域商業の活性化対策が必要です。

このため、旧八日市市内においては、各商店街代表者・八日市商工会議所・市の三者で空き店舗対策会議を設置するとともに、空き店舗への入居者に家賃を補助するウエルカムショップ事業や商店街等活性化推進事業により、空き店舗の解消や地域の活性化を図っています。また、各地域においては、各商工会が中心となり、様々な商業活性化対策を推進していますが、多様化する消費者志向の変化に加え、商業者の高齢化などによって地域商業の活力が低下している状況です。

全国的にも中心市街地の空洞化に歯止めがかからない中、平成18（2006）年8月には、「中心市街地活性化法」「大店立地法」「都市計画法」のいわゆる、まちづくり三法が改正されました。この見直しは、市街地の郊外への拡散を抑制し、まちの機能を中心市街地に集中させるコンパクトシティの考え方に基づいたものとなっています。今後は、この法改正の趣旨をふまえ、本市全域を視野に入れた地域商業のあり方を調査研究するとともに、福祉、環境、文化、観光などまちづくりの多面的な観点から、新たな中心市街地の活性化を進める必要があります。さらに、にぎわいを取り戻すためには商店街だけでなく、広く市民や土地所有者、商工会議所・商工会等の団体や行政が一体となった地域商業の活性化を推進する必要があります。

#### 商業の状況

事業所数（件）			従業者数（人）			年間商品販売額（百万円）		
総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
1,326	215	1,111	7,967	1,526	6,441	156,166	61,389	94,777

資料：商業統計調査（平成16年6月1日現在）



本町パサージュ

## 基本的方向

市民の消費生活を支えるとともに、市民の交流や遊びの空間として、魅力的で活力あふれる商店街をめざします。

市民主体の「(仮称) 中心市街地活性化協議会」を設立し、にぎわいを取り戻すための事業を支援します。

空き店舗対策として、新たな事業者の進出を促すシステムを構築し、新規出店を支援します。

## 市民の取り組み

地元商店街を積極的に利用しましょう。

地域活動や行事において地元商店街と積極的に連携しましょう。

地元商店街を地域のコミュニティの核と位置づけて、積極的に地域活動に活用しましょう。

## 行政の取り組み

### 1 商店街・商店の活性化対策

空き店舗対策として、地元商店街・商工会議所・商工会・家主との連携により、新しい空き店舗活用システムを構築し、新たな商業希望者や起業家の進出を支援します。

観光や農業、福祉など商業以外の多様な業種との連携強化による活性化を推進します。

商店街への来訪者を増加させるため、各地域ごとの魅力的な商業イベントの企画・開催の支援に努めます。

消費者の利便性やサービスの向上など、地元で根ざした特徴ある商店街・商店としての取り組みを支援します。

店主相互の情報交換の場や集会・研修会などの取り組みを支援します。

### 2 中心市街地の活性化

市民や土地所有者、商工会議所・商工会等の商工団体や行政が構成員となった「(仮称) 中心市街地活性化協議会」を設置し、活性化を推進します。

改正中心市街地活性化法など、いわゆるまちづくり三法を活用しながら、大規模店舗との共存によって活気とにぎわいを呼び起こし、中心市街地のさらなる活性化を図ります。

中心市街地における都市サービス機能の向上を図ることによって、商店街を中心に、にぎわいと利便性のある住みよい地域づくりを進めます。

中心市街地を人とモノの交流広場と位置づけ、若者や来訪者にとって魅力のあるイベントの開催やフリーマーケット・市など、様々な交流活動を促進します。